

柏市 農業委員会だより

平成25年9月15日

第33号

発行 柏市農業委員会 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 ☎(04)7167-1111(代表)



柏市花野井で、かぶ・枝豆・とうもろこし等を栽培する吉田宏さん（写真左）と父の孝さん（写真右）

地名の由来

「布施・七里ヶ渡」

弁天様として親しまれている布施弁天（紅竜山・東海寺）は、関東三弁天の一つで、県指定文化財になっています。

布施という名称はさかのぼること平安時代、交通の増加と共に、主要な街道に布施屋（旅行者の一時救護・宿泊施設）が設けられたことによると言われています。

江戸時代になると、布施村と対岸戸頭村を結ぶ渡船場として布施は全盛期を迎え、利根川を利用する船の荷揚げ場の布施河岸、戸頭（取手市）との間を船で行き来しました。江戸まで七里（約28km）あることから、七里ヶ渡と呼ばれ、物と人で二重の賑わいを見せたそうです。江戸元禄の頃から弁天様の参拝者が増え、宿場町・門前町として栄えました。

明治23年に利根運河の開通により、布施河岸はその役目を終えましたが、今では、あけほの山農業公園に咲く花々、利根川に広がる田園景観を楽しむ人々の憩いの場として生まれ変わっています。



*「みんなの富勢百科より」（記事・写真）倉持和夫 編集委員

農地の利用集積事業

「利用権設定等促進事業」と「農地利用集積円滑化事業」

平成21年度に農業経営基盤強化促進法が改正されました。その中で、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化等の措置を講じることとしています。農業委員会だよりでは平成22年の第27号にて農地の利用集積事業のうち、農地利用集積円滑化事業について紹介しましたが、今回はさらに制度を知っていただけるよう、利用権設定促進事業を含め、ご紹介いたします。

メリット

①安心性

柏市が貸借の間に入るので、安心して農地を任せられます。農地法第3条での手続きと異なり、**期間満了後に必ず農地の出し手に農地が戻ります。**

②手続きの簡索性

農地の利用集積事業は、農地法第3条の許可が必要なく、申込書の記入及び押印のみで申請ができます。また、売買や貸借に伴う面倒な事務手続きを柏市に委任することができます。

③税制上の優遇

農地の利用集積事業による売買において、対象地が農用地区域内の農地であれば、**譲渡所得の特別控除(800万円)**を受けることができるなどの優遇が受けられます。また、農地の利用集積事業により貸付けられた農地は相続税・贈与税の納税猶予の特例(終身農地利用を条件に納税猶予が継続される)を受けることができます。

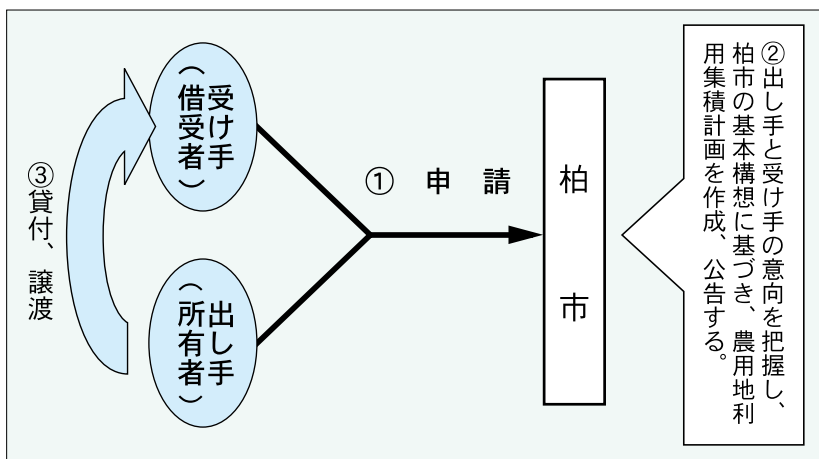
④規模拡大交付金 (農地利用集積円滑化事業のみ)

規模拡大を目指す担い手農家の方は一定の条件を満たす場合、交付金が受けられます。以下は条件の一部です。

- ・新規設定であること。
- ・所有者が貸付先を問わない「白紙委任」を行うこと。
- ・面的に集積された利用権の設定があること。

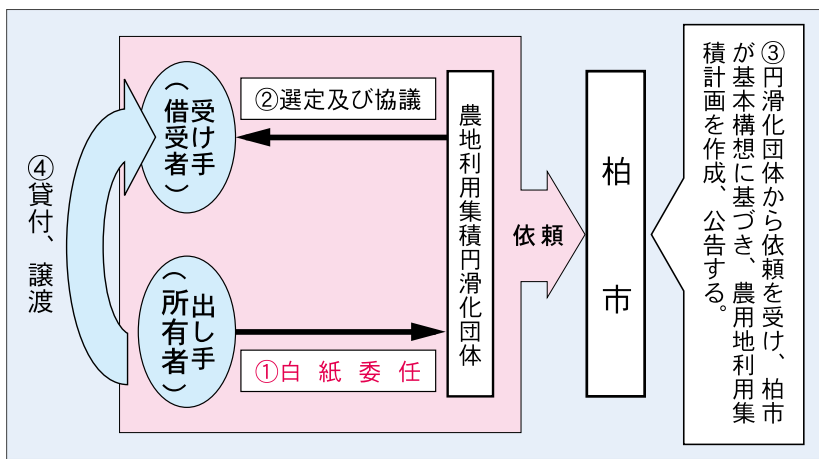
利用権設定等促進事業

市町村が主体となって農地の出し手と受け手の情報を収集し、市町村の基本構想に定める要件を満たす担い手農家などへ、農地の売買・賃借により、農地を集積する農用地利用集積計画を作成し、権利設定を行うものです。



農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化団体(農政課)が農地の所有者から相手先を指定せず農地の売渡・貸付についての委任を受け、相手先の選定及び協議等を行い、所有者を代理して売買や貸借の事務手続きを行う事業です。



※この制度を利用して、農地の貸し借り、売買を行いたいとお考えの方は、農政課までお問い合わせください。

(7167・1143 内線448)

家族経営協定調印式開催

くゆとりある農業経営をめざして

平成25年4月25日、家族経営協定制度の推進母体である千葉県東葛飾農業事務所、農政課、農業委員会の立会いのもと、調印式が開催されました。今回は、2組の方が協定書の取り交わしを行い、柏市で家族協定を結んでいる方は21組となります。また、家族経営協定を結んだ、後継者(2名)が農業者年金の政策支援(国庫補助)により、農業者年金に加入されました。

家族経営協定とは

農業は家族の協力のもとに成り立っていますが、家族経営協定は家族の経営方針や営業計画・役割分担・収益分配・働き易い就業条件などを話し合い、一人ひとりの役割を見直すことにより、お互いの意思・情報を共有化し経営に活かすものです。

協定締結により各種の制度上のメリットがあります。例えば、農業者年金制度では、認定農業者で青色申告者の方の配偶者・後継者は35歳未満で月額10,000円(保険料の5割)・35歳以上で月額6,000円(保険料の3割)の国庫補助を受けられます。



箕輪地区の高城さんと落合さん

新農業委員紹介

北総農業共済組合推薦委員の渡来正吉委員が退任され、平成25年6月より、新たに清宮茂夫委員が選任され、委員として就任されましたのでご紹介します。



清宮 茂夫
(手賀地区) 農地部会
第2調査会

女性コーナー

今回は、JA東葛ふたば初の女性理事に就任された、岩井の小川きよ子さんをご紹介します。

女性理事誕生は、政府の新たな食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)及び第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、農協役員等への女性の登用が推進され、平成27年3月までに2名以上の女性役員選出が目標として設定されました。

平成24年6月の改選に当たり、各地区の役員により理事候補者の選定を進め、女性の声を代弁してくれる人材2名を選出し、家族の協力もあり、柏地区から小川きよ子さん、我孫子地区から大炊(おおい)三枝子さんが女性理事として誕生しました。

小川家の耕作面積は田1ha・畑1haの農業経営で、家族労力の減少により、平成13年から多品目の露地野菜を道の駅しようなんに出荷しています。

長男の小学校入学を機に農作業に参加し、平成4年からJAの婦人部長に就任し2期(4年)務めました。

理事になってよかった事は何ですかと小川さんに伺ったところ、「女性の立場からの発言や経営を考

えるようになり、視野が広がりました。意欲ある女性農業者に繋がると、私なりに感じた事を理事会に提言できるよう努力したいです。」とおっしゃっていました。

栗原専務理事は「お二人は突然男性社会に入り、戸惑うこともあると思いますが女性の感性を生かして、農協の発展に寄与していただきたいです。女性役員の先駆者となり、最低2期は経験していただきたいです。」とおっしゃっていました。女性理事の誕生が後に続くことを期待をしています。



写真左から栗原専務理事、小川理事、大炊理事
(農山漁村男女共同参画東葛飾地域推進会議より)

(記事・写真) 農業委員会事務局

表紙の農業者紹介 33 吉田 宏さん

今回は、柏市花野井の吉田宏さん（43歳）をお訪ねしました。吉田さんのご家族は6人家族で、農業は宏さんと奥さん（安子さん）、父親（孝さん）の家族3人とパートナーで営んでおります。

徐々にパートナーさんの人数を増やし、6年前から8人でローテーションを組み、1日6人体制で作業を行っています。パートナーさん中心の労働体制で作業を行う理由は、農業経営に携わっている意識を持つことにより意欲を高めることができると考えているからです。

吉田さんには転機がありました。それは数年前、ひょうが降った時です。ねぎを中心に作付けしていましたが、ひょうにより、ねぎが全滅してしまう被害を受けました。その年のねぎは良くできていたという事もあり、とてもショックを受けたそうです。

しかしそれを機にかぶを作付けの中心にする事を考えました。かぶに変えたことで工程は増えますが、単価や作業サイクルにおいてメリットがあると考えたからです。

現在は、かぶ3ha・枝豆1ha・とうもろこし1haと他に水稲を作付けしています。かぶと枝豆はJA出荷、とうもろこしは直売所「かしわで」に出荷しています。

吉田さんにこれからの目標を聞いたところ「さらに経営規模の拡大を目指すだけでなく、無駄をなくすために6次産業化を取り入れるなど新たな取り組みにチャレンジし、それを地域の若者と協力して運営できたらと考えています。」と、将来への思いを語っていただきました。



作業場の様子

（記事・写真）飯塚恒男 編集委員

農業委員会総会等日程

| 調査会日程 | 総会日程 |
|-----------------|-----------|
| 9月17日・18日（火・水） | 9月25日（水） |
| 10月17日・18日（木・金） | 10月24日（木） |
| 11月14日・15日（木・金） | 11月21日（木） |
| 12月17日・18日（火・水） | 12月25日（水） |
| 1月20日・21日（月・火） | 1月24日（金） |
| 2月18日・19日（火・水） | 2月25日（火） |
| 3月17日・18日（月・火） | 3月25日（火） |

*赤字が面接日です。

利用状況調査について

農業委員会では、遊休農地の状況を把握するため、農地法の規定により、毎年、市内全域の農地の利用状況調査を実施しております。

遊休農地を放置すると、不法投棄や雑草・病害虫の温床、景観の悪化、農地の利用集積の阻害など、周辺農地や住民に大変な迷惑がかかります。

遊休農地の所有者に対しては通知を行い、農地の適正な管理をしていただくよう指導しています。

遊休農地の解消に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご協力感謝します 〜農家基本台帳〜

今年度も農家の皆様のご協力のおかげで、台帳を回収することができました。ありがとうございます。なお、未提出の方は早急にご提出いただくようお願いいたします。

農業者年金について

農業者だけが加入できる農業者年金は、多くのメリットがあります。積み立て方式の確定拠出型年金で、保険料の額は自由に決められ、終身年金で80歳までの保証付き、税制面でも特例があり、一定の要件を満たせば保険料の補助があります。お問い合わせは、農業委員会事務局までご連絡下さい。



編集委員会委員長 杉野 光
編集委員会副委員長 谷田 和代
編集委員 飯塚 恒男
金 幸一
倉 持子
坂 洋行